

平成30年 7 月 5 日

大阪社会保障推進協議会  
会長 井上 賢二 様

島本町長 山 田 紘 平

## 2018年度自治体キャラバン行動・要望書について(回答)

貴職におかれましては、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は、町政各般にわたりご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、平成30年6月15日付けでご要望いただきました件につきまして、下記のとおり回答いたします。  
今後とも、本町福祉行政の推進に一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

### 1. 子ども施策・貧困対策について

No	項目	回答内容	担当
①	貧困対策計画	<p>現時点において、子どもの貧困対策に特化した計画の策定は予定しておりません。</p> <p>経済的に困窮している家庭の支援につきましては、対象者を早期に把握し、支援につなげていくため、まず、生活困窮者自立支援制度について、チラシの全戸配布、広報紙・ホームページにより窓口や制度の周知を図っております。また、徴収関係部署、各種相談窓口、子育て・福祉・人権の担当部署などに対し、各窓口での対象者への声かけ等を依頼しております。</p> <p>今後も、関係部局、関係機関において連携を図りながら、対象者の早期把握・早期支援に努めてまいります。</p>	福祉推進課
②	生活実態調査	<p>子どもの朝食支援、休日の食事支援につきましては、学校の運営に係る時間や提供に係る設備・人員・予算の観点から実施は考えておりません。</p> <p>学校給食については、自校式及び親子方式の完全給食で実施し、食材料費のみを給食費としており、就学援助制度における支給対象としております。</p> <p>学校給食での適切な栄養の摂取により子どもの健康の保持増進を図り、朝食及び休日の食事を含め生涯にわたる健全な食習慣を身につけることを目的の一つとして、義務教育における食育を推進してまいります。</p> <p>なお、現時点において、子どもの貧困に特化した調査の実施は予定しておりません。</p>	教育総務課 福祉推進課

No	項目	回答内容	担当
③	就学援助	<p>町単独の実態調査は予定しておりませんが、補助単価の拡充が図られるよう国・府へ要望してまいります。</p> <p>また、新入学児童生徒学用品費等の早期支給につきましては、町の財政状況等をふまえ実施にむけ検討してまいります。</p> <p>なお、第1回支給月につきましては、資料となる前年の所得証明等が6月以降に決定されることから、支給につきましては6月以降となりますが、教育委員会事務局といたしましては、できる限り早く支給ができるよう努力してまいります。</p> <p>クラブ活動に関する費用については現在支給を予定していませんが、今後近隣市町の動向を注視してまいります。また、所得要件については、平成24年12月末日時点の生活保護法で定める基準額の1.5倍としています。</p>	教育総務課
④	学習支援	<p>学習支援事業につきましては、島本町学校支援ゆめ本部で事業を実施しており、ひとり親家庭、生活保護受給者、生活困窮者支援事業の利用者などから相談があれば、当該事業を紹介することとしております。今後もひとり親家庭等のニーズの把握に努めながら、調査・検討を進めてまいります。</p> <p>なお、ひとり親家庭の進学費用等の相談対応については、広報に定期的に記事を掲載するなど、周知に努めているところです。</p>	福祉推進課
⑤	待機児童 CSW 配置	<p>待機児童の解消に向け、現在、90人規模の民間保育園整備を行っているとともに、平成32年度中に開設予定の認定こども園の整備・運営事業者の公募事務を進めております。また、各園ごとではありませんが、子育て支援課本庁内に社会福祉制度等に精通した家庭児童相談員を配置し、虐待事案のみならず、障害、地域子育て支援事業に係り各園保護者への情報提供や個別事案の対応を行っています。</p>	子育て支援課
⑥	児童扶養手当	<p>児童扶養手当現況届を送付する際に、ひとり親家庭の支援制度を記載したチラシを同封しており、そのチラシに生活保護や生活困窮者支援について記載しております。</p>	福祉推進課

## 2. 国民健康保険・医療について

No	項目	回答内容	担当
①	保険料	<p>大阪府国民健康保険運営方針に基づき、標準保険料率による賦課及び統一保険料減免基準による減免を行うことにより、昨年度と比較すると、平均保険料の減額が見込まれ、減免基準が拡大されております。なお、保険料率引き下げのため一般会計からの法定外繰入は従前から行っておりません。</p>	保険課
②	子育て世帯への配慮	<p>子育て世帯に対する減免制度につきましては、今年度以降、大阪府国民健康保険広域化調整会議の検討課題として挙がっていると聞き及んでおります。府内統一基準による子育て世帯減免が定められた際には、直ちに必要な措置を講じてまいります。</p>	

No	項目	回答内容	担当
③	滞納者への対応	滞納者に対しましては、一律な対応ではなく収入等生活状況を聞き取り、分納額を決定するなど、きめ細やかな納付相談に応じております。また、平成28年度から府税事務所の経験のある徴収支援員を配置し、法令に基づく適切な滞納処分を行っております。	保険課
④	共同計画	「国民健康保険広域化 府・市町村共同計画」については、計画案の提示がなされた段階であり、今後の動向を注視してまいります。	
⑤	高齢者人口の増加	「大阪府地域医療構想」や「大阪府第7次保健医療計画」の策定にあたっては、二次医療圏ごとに設置された大阪府茨木保健所が実施する三島保健医療協議会や三島医療懇話会に本町からも参加しており、大阪府と連携のもと体制整備に努めております。 本町においては、平成30年3月に策定した「第7期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、在宅医療・介護連携推進事業の各種事業を医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携のもと進めてまいります。	いきいき健康課
⑥	麻疹	定期予防接種におけるワクチンの確保については、町内の医療機関への状況確認や地区医師会と連携のもと、定期接種対象年齢内に接種していただけるよう対応に努めております。また、ワクチンの安定供給について、大阪府町村長会を通じて国に要望しております。	

### 3. 健診について

No	項目	回答内容	担当
①	特定健診 がん健診	受診率向上に向けた取組については、集団健診において、特定健診とがん検診を同日に受診することができるセット検診の実施や、島本町国民健康保険加入者と後期高齢者医療加入者に対し、受診料を無料とする等、受診しやすい体制づくりに努めているところです。また、未受診者に対する受診勧奨通知や無料クーポン券の配付等とあわせて、平成28年度から特定健診等の各種健(検)診や健康づくり講座等に参加することによってポイントを付与する「健康マイレージ事業」を実施しており、受診率向上に向けた取組を行っております。 また、平成30年3月に、第3期島本町国民健康保険特定健康診査等実施計画を策定しており、これまでの取組における分析・評価を行っております。本町の受診率は、全国市町村国保受診率よりも高い状況にありますが、今後も引き続き受診率の向上に努めてまいります。	いきいき健康課

No	項目	回答内容	担当
②	歯科健診	<p>成人の歯科健康診査については、20歳以上の住民を対象に無料で実施しております。また、集団健診においては、特定健診とがん検診とともに、歯科健診も年2回、同日に実施する等受診しやすい体制に努めているところです。</p> <p>本年度、第2次健康しまと21計画の評価及び今後の指針を策定する予定であることから、「歯の健康」についてもこれまでの取組の評価及び分析を行ってまいります。</p>	いきいき健康課

#### 4. こども・ひとり親・障がい者医療費助成制度(旧福祉医療費助成制度)について

No	項目	回答内容	担当
①	経過措置対象者数	<p>今回の大阪府医療費助成制度再構築により経過措置対象となった方は、130名程度です。</p> <p>また、本町においては、制度変更以前から精神障害者保健福祉手帳所持者も障害者医療費助成の対象としております。</p>	福祉推進課
②	自動償還	<p>本町においては、平成30年4月受診分から自動償還制度を導入しております。</p>	
③	子ども医療	<p>子ども医療費助成制度の医療費無料化について、現時点では大阪府内市町村で行っている自治体がないことから、他市町村の動向を注視してまいりますと考えております。</p> <p>なお、入院食事療養費については、すでに対象としております。</p>	

#### 5. 介護保険・高齢者施策等について

No	項目	回答内容	担当
①	軽減措置	<p>介護保険料については、介護保険事業計画に基づき適正に設定しております。また、一般会計からの法定外の繰り入れは行っておりません。</p> <p>国庫負担については、さらなる拡充を目的に府内町村と連携し大阪府を通じて国への働きかけを行っております。</p> <p>なお、本町におきましては、本年度から町独自減免制度を設けております。</p>	保険課
②	減免制度	<p>本町におきましては、本年度から町独自減免制度を設けております。</p> <p>また、本町の保険料率は低所得の方に配慮した12段階としており、第2段階の料率を国基準より低く設定していることから、減免に該当しない方につきましても一定の負担軽減が図られているものと考えております。</p>	

No	項目	回答内容	担当
③	利用料減免	<p>市町村独自の利用者負担減免については、実施している他市町村が少数であることから、今後の動向を見据え慎重に検討してまいります。また、「3割負担」については、財源確保も含め制度の持続可能性を高める観点で導入された経緯があることから国などの動向を注視してまいります。</p> <p>なお、2割負担者への自治体独自の軽減措置については、負担の公平性の観点から軽減措置を行う予定はございません。</p>	保険課
④	総合事業	<p>イ. 本町の総合事業における利用の流れについては、新規申請の方は、基本的には要介護認定申請をご案内し、更新の方で訪問介護や通所介護のみを利用されている方は、チェックリストにより判定しております。</p> <p>要支援認定及び事業対象者となられた方のサービス利用については、ケアマネジャーによるアセスメントにおいて、適切なサービス利用につながるようしており、専門的なサービスを必要とする方には、訪問介護相当サービス、通所介護相当サービスをご利用いただいております。</p> <p>ロ. 総合事業における訪問介護相当サービス、通所介護相当サービスについては、サービス提供内容や報酬等、これまでの予防給付における介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同様の設定としております。</p>	いきいき健康課
⑤	保険者機能強化推進交付金	<p>イ. 保険者機能強化交付金は、保険者機能を強化するとともに地域の課題を的確に把握したうえで実情に応じた地域包括ケアシステムを構築するため、貴重な財源となることが想定されます。</p> <p>今後、当該交付金の用途について、より良い方法を研究してまいります。</p> <p>ロ. 本町においては、介護保険サービスを利用されているご本人の自立に向けた支援を検討するため、平成28年12月から「自立支援に資するための地域ケア会議」を定例開催しております。</p> <p>ハ. 目標の設定については、介護保険法の規定に基づき、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう対応してまいります。</p>	保険課 いきいき健康課
⑥	届出制度	<p>介護保険法の規定に基づき、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するようケアプランを確認し、個々の状態に応じた必要なサービスを受けられるように適切な保険給付を行ってまいります。</p>	保険課



No	項目	回答内容	担当
⑦	熱中症予防	<p>高齢者の熱中症予防対策としては、広報等に「夏の健康管理」として掲載するとともに、高温注意情報発令時には消防本部が広報車により熱中症の注意喚起の呼びかけを行っております。また、保健師が地域で実施しているサロン等の機会を通じて、熱中症予防に関する健康教育を行う等、周知・啓発に努めています。さらに、介助等の支援が必要なケースにつきましては、介護支援専門員を含む関係機関や、民生委員児童委員、社会福祉協議会が地域で見守りを行う小地域ネットワークを通じて、熱中症予防の啓発を行う等、個別に対策を講じております。</p> <p>生活保護世帯につきましては、担当ケースワーカーが被保護者の生活状況を把握する中で、クーラーの利用等についても促すことで、熱中症予防に取り組んでいるところです。なお、クーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を創設することは、現状では困難であると考えております。</p>	いきいき健康課
⑧	待機解消	平成29年度に地域密着型特別介護老人ホーム1カ所を整備しており、今後も介護保険事業計画に基づき対応してまいります。	保険課
⑨	処遇改善	本町においては、処遇改善助成金を制度化したものはありません。また、国庫負担方式による処遇改善助成金については、国の動向を注視してまいります。	

## 6. 障害者65歳問題について

No	項目	回答内容	担当
①	サービスの利用	<p>65歳以上の障害のある方については、原則として介護保険制度に移行していただくこととなります。</p> <p>しかしながら、非該当となった方や障害特有のサービスが必要な方については、本人の状況を確認した上で、引き続き障害者サービスが利用できるよう調整いたします。</p>	保険課
②	ケアプラン作成	障害特有のサービスが必要な方については、引き続き障害者サービスが利用できるよう調整いたします。	
③	介護保険利用	<p>本町では現在、共生型サービスの指定を受けた事業所はございませんが、今後、指定を受ける事業所が出た際には、利用される方に必要なサービスを適切な形で受けていただけるよう対応してまいりたいと考えております。</p> <p>40歳以上の特定疾患・65歳以上の障害者については、原則介護保険事業を利用することになりますが、一律に介護保険事業の利用をすすめるのではなく、本人の生活状況を確認・勘案し、適切な支援に繋がるような対応を行います。</p>	保険課 福祉推進課

No	項目	回答内容	担当
④	有資格者派遣	<p>障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、総合事業の訪問型・通所型サービスをご利用される場合には、これまで同様、ケアマネジャーによるアセスメントを行い、個人の障害の状況に応じて、必要な方には専門的なサービスとして訪問介護相当サービス、通所介護相当サービスをご利用いただけるようにしております。</p>	いきいき健康課
⑤	利用者負担	<p>サービス受給者の利用者負担を原則としていることから、市町村独自の利用者負担減免については予定しておりません。</p> <p>障害福祉サービス(自立支援給付、補装具、日常生活用具、移動支援、日中一時支援など)においては、基本的に市町村民税非課税世帯の月額上限負担額は0円であり、利用者負担は生じません。また、本町ではその他、訪問入浴サービス、意思疎通支援者派遣事業の利用者負担については、所得にかかわらず無料としています(いずれも食費・交通費等の実費負担を除く)。</p> <p>なお、介護サービスについては、受給者の利用者負担を原則としていることから、市町村独自の利用者負担減免については予定しておりません。</p>	保険課 福祉推進課
⑥	上限額以上の徴収	<p>重度障害者医療費助成制度における1か月、1医療機関等での上限3,000円以上の徴収については、大阪府から各医療機関・薬局等へ上限を超えた場合の徴収を行わないよう通知文が送付されています。</p> <p>なお、本町においては、従来より精神障害者保健福祉手帳所持者も障害者医療費助成の対象としております。また、今回の大阪府の医療費助成制度再構築により、精神病床入院が対象外となりましたが、本町においては、精神障害者保健福祉手帳を所持している場合は、引き続き医療費助成の対象としております。</p>	福祉推進課